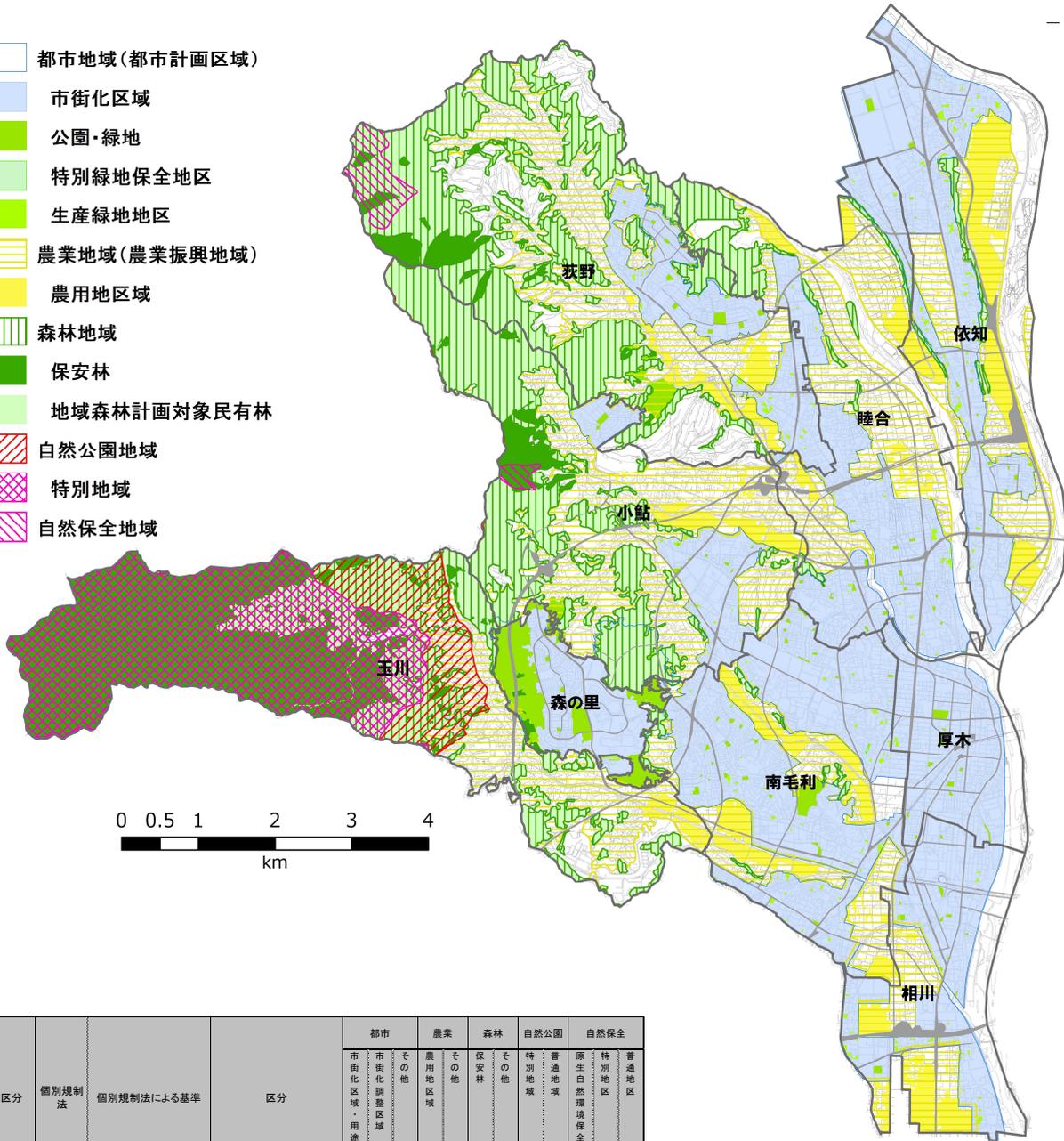


●土地利用基本計画図（5地域区分）

- 都市地域(都市計画区域)
- 市街化区域
- 公園・緑地
- 特別緑地保全地区
- 生産緑地地区
- 農業地域(農業振興地域)
- 農用地区域
- 森林地域
- 保安林
- 地域森林計画対象民有林
- 自然公園地域
- 特別地域
- 自然保全地域



五地域区分	個別規制法	個別規制法による基準	区分	都市		農業		森林		自然公園		自然保全	
				市街化区域・用途地域	市街化調整区域	農用地区域	その他	保安林	その他	特別地域	普通地域	原生自然環境保全地域	特別地区
都市地域	都市計画法	一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域	市街化区域及び用途地域	—									
			市街化調整区域	x	—								
			その他(都市計画区域)	x	x	—							
農業地域	農業振興地域の整備に関する法律	農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域	農用地区域	x	①	①	—						
			その他(農業振興地域)	x	—	—	x	—					
森林地域	森林法	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域	国有林・保安林	x	—	—	x	—	—				
			その他(地域計画対象民有林)	②	③	④	⑤	x	—				
自然公園地域	自然公園法	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域	特別地域	x	—	—	—	o	o	—			
			普通地域	⑥	o	o	o	o	o	x	—		
自然保全地域	自然環境保全条例	良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域	原生自然環境保全地域	x	x	x	x	x	x	—	x	x	—
			特別地区	x	—	—	—	o	o	x	x	x	—
			普通地区	x	o	o	o	o	o	x	x	x	x

x: 制度上または実態上、一部の例外を除いて重複しないもの。
 —: 相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先する。
 o: 相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図る。
 ①: 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら都市的な利用を認める。
 ②: 原則として都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努める。
 ③: 森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認める。
 ④: 原則として農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認める。
 ⑤: 森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認める。
 ⑥: 自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的な利用を認める。